

小金井市行財政改革市民会議（第6回）次第

日時 平成26年7月25日（金）午後3時から

場所 本庁舎3階 第一会議室

- 1 重点検討項目検討状況について
- 2 行政診断報告書について
- 3 報告事項
 - (1) 小金井市副市長の事務分担について
 - (2) 小金井市ネーミングライツ導入に係る基本的な考え方について
- 4 意見交換

※ 配布資料

事前配布

- 資料1 第3次行財政改革大綱重点検討項目検討状況について
- 資料2 行政診断報告書検討状況について
- 資料3 行財政改革調査特別委員会提出資料について

小金井市行財政改革市民会議（第 6 回）

平成 26 年 7 月 25 日

第 3 次行財政改革大綱重点検討項目検討状況について

1 「55 歳以上昇給抑制」(No. 34 : 第 3 次行財政改革大綱実施項目番号)

(1) 現状

対象者数は 4 人（平成 26 年 4 月現在）であり、財政効果は総額 12.6 万円である。

(2) 評価

財政効果額とそれに伴う事務作業に要する費用等を勘案の上、取組を進めるべきである。また、55 歳以上昇給抑制に限らず、給与制度体制の見直し及び、職員のモチベーション高揚に向けた取組を進めるべきである。

2 「低未利用地の売却・有効活用」(No. 52)

(1) 現状

低未利用地の売却実績は、約 2.7 億円（平成 22～25 年度）である。

(2) 評価

一定の成果が上がっている項目である。残っている低未利用地についても、引き続き売却に向けた取組を進めていくべきである。

3 「収納率の向上」(No. 62)

(1) 現状

市税、国民健康保険税の収納率は、ともに多摩 26 市中中位に位置している。

（市税：95.8% 21 位、国民健康保険税：74.0% 18 位）*平成 25 年度決算

(2) 評価

徴収体制の強化、口座振替の促進などの取組を進め、収納率はもとより、26 市中の順位についても向上を目指すべきである。

(3) 今後取り組むべき具体的な行動

ア 徴収体制の一元化

徴収体制を強化するため、市税・固定資産税・国民健康保険税等を一体徴収すべく早急に組織の見直しに着手すべきである。

イ 臨戸徴収の強化、インターネットオークションへの参加

電話だけではなく、直接訪問を行っての催告や、インターネットオークションを活用し、差し押えた財産を早期に換化すべきである。

ウ 市民への呼びかけの強化

市民に対して、口座振替の促進・期限内納付の徹底など、協力を呼びかける。

4 「負担金補助金及び交付金の在り方の見直し」(No. 14)

(1) 現状

平成26年度当初予算において、152の事業に対して総額約25億円の補助金等を予算計上している。補助金の内訳は次のとおりである。

- ・義務的補助金：3事業
- ・国（都）連動型補助金：42事業
- ・任意的補助金：110事業（全体の72%）

(2) 事業の特徴及び見直し手法

ア 教育費関連（45事業）、民生費関連（40事業）の両方で全体の56%を占めている。

教育費関連では、「各種事業参加補助金（5千円）」等100万円に満たない補助金が35事業に上っている。このことは、事業のスクラップアンドビルドを行ってこなかった経過を表すとともに、事務の効率化を妨げる結果となっている。

これらについては、直ちに廃止を含めた大胆な見直しに着手すべきである。

民生費関連では、総額約15億円となっており、市の補助金総額の73%を占めている。主要なものは、民間保育所や認証保育所への支援である。また、障害児者対策は委託料を含めて相当の予算が割かれている。

これらについては、定期的に第三者評価を行い、サービスの質とコストを検証すべきである。

イ 「市民まつり、阿波おどり」等のイベント系事業への補助が多く見受けられる。厳しい財政状況である小金井市において、これらの事業に多くの支出を行っては、市民に対して財政危機への理解は到底得られない。また、財政支援団体以外の各種団体に対する補助金も数多く散見される。

これら「イベント系補助」等については、財政が好転するまでの間、一律20%

削減するなど見直しに着手すべきである。

ウ 補助金の見直しは、財政支援団体（社会福祉協議会、シルバー人材センター、体育協会等）の在り方に深く関わっている。

これら公益法人については、不断の見直しを行う必要がある。具体的には、各公益団体が実施している事業の内、先にあげた「イベント系事業」等や、会員の親睦事業については、全て法人の自主財源で行うべきである。また、主要な経営層は、一般公募を前提とすべきである。

小金井市行財政改革市民会議（第 6 回）

平成 26 年 7 月 25 日

行政診断報告書検討状況について

1 内容

(1) 経過

平成 24 年に民間コンサルティング機関（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング㈱）に委託し、行政診断を実施した。小金井市の抱える主要な項目について、19 の課題を抽出し、9 の提言を行った。また、各提言には短期的（1～2 年後）な提言と、中・長期的（3～6 年後）に向けた改善策が示されている。

(2) 目的

第三者的立場による現状・課題を診断し改善策を提言すること

(3) 特徴

ア 客観情報（財政状況等）

イ 主観情報（職員の意識調査等）に基づき改善策を提言する

ウ 先進自治体の調査を通じて情報提供を行う

2 評価

(1) 危機的な財政状況への切り込みが十分でなく、切迫感に乏しい。

(2) 類似団体との比較検証が少ない。

(3) 職員を対象としたアンケート調査結果については、トップマネジメントが職員の意識に浸透していないこと、行財政改革が一人一人に理解されていないことなど、小金井市がはらむ構造的な問題点が如実に表れている。

3 諮問に対する答申の方向性

市民会議としては、上記 2 のとおり行政診断報告書について評価を行った。この結果、市職員の行財政改革に対する意識が欠如していることが判明した。

今、市に求められているのは、行財政改革についての全職員の理解と貢献した職員への評価であり、公共施設の建設・運営や施策マネジメントに対する手法の検討ではない。

職員が危機的財政状況を理解し、市民に向き合うことが求められているのであって、方針を策定することでもなければ、近隣市と比較・検証することでもないはずである。

必要なのは一人一人の職員が行財政改革を自らのものとした上で100人の市民と向き合うことであり、言い訳を探したり、方針が示されることを待つことではないはずである。

市民会議としては、これ以上報告書への対応にエネルギーをかけることなく、本報告書で示された職員の意識の低さを教訓として、職員の行革に対する意識の浸透を図るための取組に期待したい。そして、新たな行財改革大綱の構築に向けた取り組みを進めるべきである。

新たな「行財政改革大綱」とは、職員それぞれが理念を共有し、「実行」することに他ならない。

小金井市ネーミングライツ導入に係る基本的な考え方

平成 26 年 7 月 20 日施行

1 趣旨

この基本的な考え方は、小金井市が実施するネーミングライツの付与について、その目的や手法等の基本的な考え方をまとめたものです。

各事業所管課において、この基本的な考え方を参考に、ネーミングライツの導入手続きを進めるものとします。

2 ネーミングライツの付与の目的

ネーミングライツの付与は、市の財産を有効に活用し、新たな財源を確保することにより、当該施設等の持続可能な管理、運営を行い、これにより市民サービスの向上を図ることを目的とします。

3 ネーミングライツの付与の概要

- (1) ネーミングライツとは、小金井市の施設に企業名等を冠した愛称を命名する権利及びこれに付帯する権利をいいます。
- (2) 施設に企業名等を冠した愛称を命名する権利に付帯する権利とは、看板やチラシ、電子媒体等を通して愛称を周知、広報をする権利や、当該施設に広告を掲出する権利などをいい、その内容は施設の性格などに応じて、それぞれの契約で定めます。
- (3) ネーミングライツの付与とは、ネーミングライツの付与を受ける者(以下「ネーミングライツ・パートナー」といいます。)との契約により、ネーミングライツを付与する代わりに、ネーミングライツ・パートナーからその対価等を得て、施設等の持続可能な管理、運営に資するための方法をいいます。
- (4) ネーミングライツの付与により、小金井市は命名された愛称を積極的に使用することとしますが、命名することができるのは、施設の一般的な呼称として用いられる愛称であり、小金井市の条例等で定められている正式な施設名を変更するものではありません。
- (5) ネーミングライツの付与は、施設の所有権、経営権などには影響を与

えないものとします。また、ネーミングライツを、第三者に譲渡又は貸与することはできません。

4 ネーミングライツの付与の対象

文化施設、スポーツ施設、貸館施設などの公共的な施設を対象とし、その設置や運営の目的、利用や参加の状況などを考慮し、企業名等を冠した愛称を付すことに支障のない施設を対象とします。また、原則として施設全体を対象としますが、施設の一部を対象とする場合もあります。

なお、市役所庁舎、学校、寄贈品の多い資料館等はネーミングライツの対象施設としてふさわしくないものと考えています。

5 ネーミングライツの付与に関する愛称の範囲及び費用負担の区分

(1) 施設に付す愛称は、企業名等を冠したもので、対象施設の設置目的にふさわしく、市民に親しみをもってもらえるものとし、以下に掲げる事項に該当する愛称は応募できないものとします。

ア 当該ネーミングライツの対象となる施設の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等の利益につながるもの

エ 政治活動、宗教活動、社会問題、意見広告及び個人的宣伝にかかわるもの

オ 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

カ 前各号に掲げるもののほか、公共的な施設の愛称として適当でないと市長が認めるもの

(2) ネーミングライツの付与に伴う費用負担の区分は、次のとおりとします。

ア ネーミングライツの付与に伴う対象施設に関する看板等の新設又は変更については、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

イ 契約期間の終了に伴う原状回復については、ネーミングライツ・パ

ートナーの負担とします。

- (3) 契約締結後に、小金井市が作成する印刷物等に係る名称の変更及び小金井市のホームページ上の表示の変更（契約終了後の回復を含む。）は、小金井市の負担とします。

6 ネーミングライツ・パートナーの募集方法等

- (1) ネーミングライツ・パートナーの募集は、原則として公募するものとし、市のホームページや市報「こがねい」等に掲載することにより行います。
- (2) ネーミングライツ・パートナーの募集に当たっては、募集の都度、要項を作成し公表するものとします。

なお、応募については、募集要項で様式を定め、原則としてその様式によるものとします。

- (3) 市は審査等の必要に応じ、応募者に応募内容の説明を求め、登記事項証明書や決算書類など、必要な書類の提出を求めることができるものとします。

なお、この旨を募集要項に明記するものとします。

- (4) 募集要項で定める様式には、おおむね次の事項が含まれるものとします。

ア 応募する団体の名称、代表者名及び所在地

イ 命名しようとする施設の名称

ウ 愛称案（英文表記がある場合はそれを含む。）及びその説明

エ ネーミングライツの付与の対価としての金額（年額）

オ ネーミングライツの付与の期間

カ その他案件に応じ必要な事項

7 ネーミングライツ・パートナーの応募

ネーミングライツ・パートナーの応募資格を有する者は、法人格を有する団体とします。ただし、政治団体、宗教団体のほか、次の事項に該当する団体は、応募することができません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業を行う団体

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する事業を行う団体
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされている団体（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立てがなされている団体（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (6) 応募書類の提出時において、公租公課を滞納している団体
- (7) 前各号に掲げるもののほか、小金井市のネーミングライツ・パートナーとして市長が不相当と認める団体

8 ネーミングライツの付与の対価等

ネーミングライツの付与の対価等については、対象施設の利用状況やメディアなどへの露出状況などを勘案し、類似する施設や他市の例などを参考として、募集の都度、ネーミングライツ料の目安となる額（希望価格）を決定します。

9 ネーミングライツ・パートナーの選定方法

- (1) ネーミングライツの付与に関する事項について審査するため、庁内に（仮称）小金井市ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）を設置し、優先交渉権者の決定等について審査・選定を行います。

なお、審査委員会の設置等については、導入施設ごとに定めます。

- (2) ネーミングライツ・パートナーの選定については、概ね以下の視点で審査項目を定め、審査委員会において必要事項の審査を行うこととします。

ア 応募団体について

- (ア) 応募資格が適正か
- (イ) 応募団体等の経営は健全か
- (ウ) 施設と応募団体との理念、事業内容等がマッチしているか等

イ 愛称

(ア) 親しみやすいか、わかりやすいか、呼びやすいか

(イ) 施設の管理運営に支障が生じる恐れはないか等

ウ ネーミングライツの付与の対価

応募金額は妥当か

エ 導入期間

安定したネーミングライツ運用が図られる期間か等

オ その他

1 0 ネーミングライツ・パートナーとの契約

- (1) ネーミングライツ・パートナーに応募のあった団体について、審査委員会において提案の総合的な判断を行い、適正なものであると判断する提案について順位を付し、最上位の順位者に優先交渉権を付与します。
- (2) 小金井市と優先交渉権を付与された者において契約内容の詳細について協議し、双方が合意に至った時点で契約を締結するものとします。
- (3) 小金井市が合意の可能性がないと判断した場合は、優先交渉権を付与された者との協議を打ち切り、第2順位者との協議を開始することができるものとします。また、以降この例により、順次、下位順位者と協議を開始できるものとします。
- (4) 契約期間が満了する場合において、ネーミングライツ・パートナーから契約継続の申出があったときは、当該ネーミングライツ・パートナーに優先交渉権を付与することができるものとします。この場合において、優先交渉権を付与するかどうかの判断は、審査委員会が行います。

1 1 契約の解除

- (1) ネーミングライツ・パートナーの責めに帰すべき事由により、当該施設の愛称の維持が困難であると認められる場合には、小金井市において契約を解除することができるものとします。
- (2) 前記(1)の規定により契約を解除する場合においては、それに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。

1 2 この基本的な考え方の実施

この基本的な考え方は、平成26年7月20日から施行するものとします。

市が保有する債権の調査について（平成24年度分）

No.	所管課	債権名	調定額 (円) A	収入額 (円) B	収入率 (%) B/A	不納欠損 (円) C	未収入額 (円) A-B-C
1	納税課	市税	20,831,921,532	※ 19,883,722,613	95.4	40,988,958	907,209,961
2	保険年金課	国民健康保険税	3,201,100,439	※ 2,349,549,248	73.4	66,737,230	784,813,961
		小 計 (①)	24,033,021,971	22,233,271,861	-	107,726,188	1,692,023,922
3	保険年金課	第三者納付金	6,532,157	6,509,701	99.7	0	22,456
4	〃	特定健康診査費返還金	75,900	30,360	40.0	0	45,540
5	〃	不当利得 (小金井市国民健康保険の被保険者資格喪失後に小金井市国民健康保険で診療を受けた医療費に対する返還請求。歳出に振り替えた金額を含む。)	5,498,333	1,898,345	34.5	250,362	3,349,626
6	〃	後期高齢者医療保険料	1,263,183,300	※ 1,243,837,700	98.5	1,944,900	17,400,700
7	下水道課	下水道使用料	1,013,919,442	※ 993,500,598	98.0	307,644	20,111,200
8	地域福祉課	生活保護費返還金	90,497,135	50,815,086	56.2	0	39,682,049
9	介護福祉課	介護保険料	1,383,025,100	※ 1,351,087,900	97.7	6,512,100	25,425,100

No.	所管課	債権名	調定額 (円) A	収入額 (円) B	収入率 (%) B/A	不納欠損 (円) C	未収入額 (円) A-B-C
10	介護福祉課	老人施設措置費負担金	8,852,896	8,661,619	97.8	0	191,277
11	子育て支援課	児童手当返還金	125,000	105,000	84.0	0	20,000
12	〃	児童育成手当返還金	108,000	94,500	87.5	0	13,500
13	〃	子ども手当返還金	237,000	84,000	35.4	0	153,000
14	保育課	保育所運営費保護者負担金	307,596,440	303,548,620	98.7	399,300	3,648,520
15	児童青少年課	学童保育育成料	50,173,000	48,493,000	96.7	192,000	1,488,000
16	まちづくり推進課	高齢者住宅使用料	49,474,100	48,258,900	97.5	151,000	1,064,200
17	〃	市営住宅使用料	15,622,300	15,119,300	96.8	0	503,000
18	〃	高齢者住宅返還に伴う原状回復 個人負担金	312,270	285,700	91.5	0	26,570
19	学務課	私立幼稚園等就園奨励費補助 金返還金	108,000	0	0	0	108,000
20	〃	私立幼稚園等園児保護者補助 金返還金	21,000	0	0	0	21,000
21	〃	学校施設等損害賠償金	288,000	0	0	0	288,000
小計 (②)			4,195,649,373	4,072,330,329	-	9,757,306	113,561,738
合計 (①+②)			28,228,671,344	26,305,602,190	-	117,483,494	1,805,585,660

注1) 未収入額がある債権のみを記載した。

注2) ※印については、収入額から還付未済額を控除した額

平成26年度 補助金等一覧

(単位:千円)

款	内 訳	平成26年度	義務的※1	国(都)連動 ※2	交付要綱等		交付額(率) 等の定め
					条例	その他要綱等	
1 議 会 費		8,640					
	○政務活動費	8,640			○		○
2 総 務 費		18,534					
	○小金井警察署防犯協会補助金	243				◎※3	●※4
	○日本司法支援センター運営費補助金	150				◎	●
	○「平和行事」参加の旅補助金	380				○	●
	○国内研修事業参加補助金	11				○	○
	○緊急一時保護施設運営費補助金	100				○	●
	○民間集会所等助成金	859				○	○
	○小金井三宅島友好協会補助金	900				○	●
	○NPO法人小金井市文化協会補助金	900				○	●
	○小金井薪能補助金	500				○	●
	○市民まつり実行委員会補助金	10,821				○	●
	○市民まつり実行委員会事務局費補助金	2,050				○	●
	○市民文化祭実行委員会補助金	1,620				○	●
3 民 生 費		1,544,794					
	○社会福祉協議会運営補助金	73,842		○	○	○	○
	○小金井市保護司会補助金	100				◎	○
	○福祉団体補助金	1,104		○		○	○
	○地域福祉推進事業補助金	5,000		○		○	○
	○福祉サービス第三者評価受審費補助金	3,357		○		○	○
	○在日外国人等高齢者・障害者福祉給付金	120				○	○
	○太陽のひろば補助金	84		○		◎	●
	○リフトタクシー運行事業補助金	4,360		○		○	○
	○障害者高齢者移送サービス事業補助金	5,000		○		○	○
	○精神保健福祉ボランティア育成費補助金	108		○		○	○
	○障害者日中活動系サービス推進事業補助金	88,181		○		○	○
	○老人クラブ補助金	5,058		○		○	●
	○老人クラブ連合会補助金	3,540		○		○	●
	○つきみの園建設費借入金償還金等補助金	43,322				○	●
	○特別養護老人ホーム建設費補助金(清雅苑)	9,000				○	●
	○特別養護老人ホーム建設費補助金(変久保園)	6,750				○	●
	○小金井市シルバー人材センター事業費補助金	40,441		○		○	●
	○おとしより入浴事業補助金	315				○	●
	○社会福祉法人等利用者負担軽減制度事業補助金	401		○		○	○
	○サービス提供者利用者負担軽減制度事業補助金	94		○		○	○
	○介護職員初任者研修受講料助成金	1,050				○	○
	○小金井にし地域包括支援センター整備等補助金	3,444				○	●
	○認知症高齢者グループホーム緊急整備支援事業補助金	23,800		○		○	○
	○青少年健全育成補助金	3,395				○	●
	○民間保育所補助金	540,376				○	○
	○民間保育所改修費等補助金	205,878		○		○	○
	○保育室・家庭福祉員補助金	931		○		○	○
	○保育室等保護者助成金	29,700				○	○
	○その他保育施設定期利用保育事業補助金	6,300		○		○	○
	○小金井子育て・子育て支援ネットワーク協議会運営補助金	2,249				○	○
	○産休等代替職員費補助金	1,506		○		○	○
	○病児・病後児保育事業補助金	4,310		○		○	○
	○一時預かり事業補助金	9,990		○		○	○
	○民間保育所定期利用保育事業補助金	25,590				○	○
	○保育室定期利用保育事業補助金	33,500		○		○	○
	○認証保育所運営費等補助金	349,276		○		○	○
	○認証保育所定期利用保育事業補助金	4,800				○	○
	○認定こども園運営費等補助金	2,980		○		○	○

款	内 訳	平成26年度	義務的※1	国(都)運動 ※2	交付要綱等		交付額(率) 等の定め
					条例	その他要綱等	
3 民 生 費	○母子家庭等自立支援教育訓練給付金	150	○	○		○	○
	○母子家庭等高等技能訓練促進費	5,392	○	○		○	○
4 衛 生 費		47,488					
	○保健衛生事業協力補助金 小金井市医師会	1,500				○	●
	○保健衛生事業協力補助金 小金井歯科医師会	1,200				○	●
	○歯と口の健康週間行事補助金	1,000		○		○	●
	○献血推進協議会補助金	300		○		○	●
	○光化学スモッグ被害者見舞金	6				○	○
	○環境市民会議補助金	600				○	●
	○雨水貯留施設設置費補助金	300		○		○	○
	○住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金	10,550				○	○
	○北一会館運営交付金	2,695				○	○
	○生ごみ減量化処理機器購入費補助金	15,940				○	○
	○大型生ごみ減量化処理機器購入費等補助金	3,000				○	○
	○集団回収事業協力業者交付金	4,619				○	○
	○リサイクル事業補助金	5,778				○	●
5 労 働 費		13,375					
	○小金井市勤労者福祉サービスセンター補助金	13,375				○	○
6 農林水産業費		20,301					
	○小金井市農業振興連合会補助金	5,651				◎	●
	○体験型市民農園管理運営費補助金	900				○	○
	○認定認証農業者支援事業補助金	2,500				○	○
	○都市農業経営パワーアップ事業補助金	11,250			○	○	○
7 商 工 費		105,497					
	○小金井市消費者団体連絡協議会補助金	450				◎	●
	○住宅増改築資金融資あっせん制度利子補給金	155				○	○
	○公衆浴場施設改修費補助金	500				○	○
	○小金井市商工会補助金	10,541				○	●
	○街路装飾灯維持管理費補助金	5,187				○	○
	○商店街サポート利子補給金	47				○	○
	○つなぎ資金サポート利子補給金	40				○	○
	○新・元気をだせ！商店街事業補助金	35,749			○	○	○
	○特定非営利活動法人サポート利子補給金	186				○	○
	○農工大・多摩小金井ベンチャー・ポート入居者賃料補助金	19,064				○	○
	○産業振興プラン推進組織・名物市等特別事業補助金	10,000				○	●
	○商店会街路装飾灯LED化事業補助金	1,134				○	○
	○小口事業資金融資制度保証料	4,400				○	○
	○小口事業資金融資制度利子補給金	9,400				○	○
	○小金井市観光協会補助金	8,144				◎	●
	○小金井阿波おどり振興協議会補助金	500				◎	●
8 土 木 費		123,095					
	○コミュニティバス運行補助金	32,975				○	●
	○街路灯電気料補助金	167				○	●
	○交通安全協会補助金	689				◎	●
	○災害見舞金	30				○	○
	○木造住宅耐震診断助成金	2,000		○		○	○
	○木造住宅耐震改修助成金	3,000		○		○	○
	○地区まちづくり準備会助成金	40				○	○
	○地区まちづくり協議会助成金	100				○	○
	○テーマ型まちづくり協議会助成金	50				○	○
	○新小金井駅バリアフリー化設備整備費補助金	28,000		○		○	○
	○特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成金	16,422	○	○		○	○
	○特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計助成金	35,128		○		○	○
	○保存生垣奨励金	1,927			○	○	○
	○環境緑地管理奨励金	881				○	●
	○保存樹木肥培管理費奨励金	1,686				○	○
9 消 防 費		1,993					
	○小金井防火防災協会補助金	270				◎	●
	○自主防災組織補助金	1,621				○	○
	○災害見舞金	100				○	○

款	内 訳	平成26年度	義務的※1	国(都)連動 ※2	交付要綱等		交付額(率) 等の定め
					条例	その他要綱等	
9 消 防 費	○災害弔慰金	1			○		○
	○災害障害見舞金	1			○		○
10 教 育 費		220,588					
	○奨学金	2,666			○	○	○
	○私立幼稚園等就園奨励費補助金	74,072		○		○	○
	○私立幼稚園等園児保護者補助金	104,237		○	○	○	○
	○小金井市私立幼稚園協会補助金	2,411				○	○
	○義務教育就学義務猶予免除者等教育助成金	48				○	○
	○市教育研究会助成金	471				○	○
	○参加児童補助金	2,577				○	○
	○付添看護師補助金	105				○	○
	○介助員補助金	151				○	○
	○参加生徒補助金	10,920				○	○
	○付添看護師補助金	135				○	○
	○介助員補助金	243				○	○
	○特別支援学級移動教室補助金	112				○	●
	○介助員補助金	96				○	○
	○補助員補助金	72				○	○
	○参加生徒補助金	2,457				○	○
	○付添看護師補助金	250				○	○
	○介助員補助金	450				○	○
	○中学校部活動補助金	2,175				○	●
	○全国・関東大会等代表者等派遣費補助金	100				○	○
	○オーケストラ鑑賞教室参加児童補助金	72				○	○
	○合唱鑑賞教室参加生徒補助金	118				○	○
	○中学生東京駅伝大会試走会参加生徒補助金	21				○	○
	○小金井市公立小中学校校長会補助金	32				◎	●
	○小金井市公立小中学校副校長会補助金	18				◎	●
	○小金井市公立小中学校事務職員会補助金	9				◎	●
	○各種行事参加補助金	26				◎	●
	○連合音楽会参加補助金	16				◎	○
	○特別支援学級校外授業等参加費補助金(固定学級)	379				◎	●
	○特別支援学級校外授業等参加費補助金(通級学級)	553				◎	●
	○小金井市公立小中学校校長会補助金	18				◎	●
	○小金井市公立小中学校副校長会補助金	10				◎	●
	○小金井市公立小中学校事務職員会補助金	5				◎	●
	○各種行事参加補助金	15				◎	●
	○特別支援学級校外授業等参加費補助金(固定学級)	182				◎	●
○特別支援学級校外授業等参加費補助金(通級学級)	30				◎	●	
○社会教育関係団体補助金	180				○	○	
○市立小中学校PTA連合会補助金	150				◎	●	
○小金井市スカウト協議会運営費補助金	55				◎	○	
○青少年のための科学の祭典交付金	500				○	●	
○地域文庫補助金	30				○	○	
○文化財保存事業費補助金	229				○	●	
○ウオーキングフェスタ東京交付金	2,000				○	●	
○小金井市体育協会補助金	9,972				○	●	
○黄金井倶楽部補助金	2,220				○	●	
合 計		2,104,305					

※1 義務的とは、当該補助金が法律などで義務化されており、市の判断で廃止等ができないもの。

※2 国(都)補助金があり、国や都の補助要綱等で補助対象事業とされているもの。

※3 ◎は小金井市補助金等交付規則に基づき交付されているもの。

※4 ●は予算の範囲内と規定されているもの。

多摩 26 市における 55 歳昇給抑制の状況及び勤務成績に基づく昇給への
反映状況の調べ

1 55 歳昇給抑制の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区分	実施自治体数
55 歳昇給抑制	11市
55 歳昇給停止	4市
57 歳昇給停止	1市
58 歳昇給停止	10市
合計	26市

注 1 : 「昇給抑制」は、1号給又は2号給に昇給を抑制。自治体によっては勤務成績により
2号給から5号給までの昇給を実施する場合あり

注 2 : 「昇給停止」は、基本的には昇給は実施しないが、自治体によっては勤務成績によ
り1号給又は2号給の昇給を実施する場合あり

2 55 歳昇給抑制実施自治体における勤務成績に基づく昇給反映状況
（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区分	昇給反映状況	実施自 治体数	内訳
55 歳昇給抑制	昇給反映あり	10市	【標準】2号【上位】3号【最上位】4~5号 : 3市 【標準】1号【上位】2号【最上位】3号 : 7市
	昇給反映なし	1市	—
55 歳昇給停止	昇給反映あり	3市	【標準】0号【上位】1号【最上位】2号
	昇給反映なし	1市	—
合計		15市	—

注 1 : 「昇給反映あり」の自治体は、勤務成績に基づく昇給反映を実施しており、55 歳以上
の職員においても、個々人の勤務成績により昇給号数に変化が生じる。

課別時間外勤務時間数及び金額の調べ

部	課	年度	4月から6月までの合計		前年度比	
			時間	金額(千円)	時間	金額(千円)
企画財政部	企画政策課	26	458	1,105	73	178
		25	385	927		
	財政課	26	441	958	△ 154	△ 429
		25	595	1,387		
	広報秘書課	26	409	982	△ 174	△ 494
		25	583	1,476		
	情報システム課	26	175	344	△ 56	△ 121
		25	231	465		
総務部	総務課	26	384	951	222	578
		25	162	373		
	地域安全課	26	603	1,374	△ 214	△ 502
		25	817	1,876		
	職員課	26	1,451	3,343	374	914
		25	1,077	2,429		
	管財課	26	195	405	△ 432	△ 983
		25	627	1,388		
市民部	市民課	26	431	920	△ 605	△ 1,179
		25	1,036	2,099		
	コミュニティ文化課	26	87	231	△ 25	△ 54
		25	112	285		
	経済課	26	556	1,356	238	587
		25	318	769		
	保険年金課	26	1,751	4,148	391	750
		25	1,360	3,398		
	市民税課	26	1,709	4,400	△ 333	△ 754
		25	2,042	5,154		
	資産税課	26	110	281	△ 191	△ 485
		25	301	766		
納税課	26	1,075	2,482	280	602	
	25	795	1,880			
環境部	環境政策課	26	442	1,077	25	133
		25	417	944		
	ごみ対策課	26	663	1,613	4	△ 34
		25	659	1,647		
	下水道課	26	408	1,316	286	908
		25	122	408		
福祉保健部	地域福祉課	26	2,130	5,030	△ 272	△ 622
		25	2,402	5,652		
	自立生活支援課	26	1,143	2,833	△ 479	△ 1,277
		25	1,622	4,110		
	介護福祉課	26	540	1,344	△ 205	△ 487
		25	745	1,831		
	健康課	26	545	1,518	△ 291	△ 1,051
		25	836	2,569		
子ども家庭部	子育て支援課	26	1,271	3,031	302	831
		25	969	2,200		
	保育課	26	1,267	2,866	188	443
		25	1,079	2,423		
	保育園	26	3,293	8,037	△ 143	△ 459
		25	3,436	8,496		
	児童青少年課	26	844	2,195	△ 121	△ 356
		25	965	2,551		
都市整備部	都市計画課	26	363	869	282	698
		25	81	171		
	まちづくり推進課	26	313	676	△ 13	△ 90
		25	326	766		
	道路管理課	26	73	170	17	22
		25	56	148		
	建築営繕課	26	331	906	△ 157	△ 390
		25	488	1,296		
	交通対策課	26	60	148	35	62
		25	25	86		
区画整理課	26	89	216	5	10	
	25	84	206			

部	課	年度	4月から6月までの合計		前年度比	
			時間	金額(千円)	時間	金額(千円)
学校教育部	庶務課	26	130	312	△ 353	△ 830
		25	483	1,142		
	学務課	26	845	1,868	11	△ 98
		25	834	1,966		
	指導室	26	458	971	△ 109	△ 555
		25	567	1,526		
	小学校	26	147	403	△ 45	△ 164
		25	192	567		
	中学校	26	15	40	7	9
		25	8	31		
生涯学習部	生涯学習課	26	182	513	△ 231	△ 684
		25	413	1,197		
	図書館	26	854	2,273	197	432
		25	657	1,841		
	公民館	26	373	1,217	△ 55	△ 306
		25	428	1,523		
行政委員会等	会計課	26	172	470	△ 168	△ 497
		25	340	967		
	議会議務局	26	45	101	△ 128	△ 276
		25	173	377		
	選挙管理委員会	26	97	335	△ 365	△ 754
		25	462	1,089		
	監査委員事務局	26	3	7	0	0
		25	3	7		
	農業委員会	26	50	130	△ 2	△ 3
		25	52	133		
合計	26	26,981	65,765	△ 2,384	△ 6,777	
	25	29,365	72,542			

多摩26市における人事評価調べ

平成26年4月1日現在

	人事評価の対象職層				目標管理制度を導入している職層			
	部長	課長	係長	主任以下	部長	課長	係長	主任以下
小金井市	○	○	○	○	○	○	×	×
八王子市	○	○	○	○	○	○	×	×
立川市	×	○	○	○	×	○	○	○
武蔵野市	○	○	○	○	×	×	×	×
三鷹市	○	○	○	○	×	×	○	○
青梅市	○	○	○	○	○	○	○	○
府中市	○	○	○	○	×	×	×	×
昭島市	○	○	○	○	×	×	×	×
調布市	○	○	○	○	○	○	×	×
町田市	○	○	○	○	×	×	×	×
小平市	×	○	○	○	×	○	○	×
日野市	○	○	○	○	×	×	×	×
東村山市	○	○	○	○	○	○	○	○
国分寺市	○	○	○	○	○	○	○	×
国立市	○	○	○	○	○	○	○	×
福生市	○	○	○	○	○	○	○	○
狛江市	○	○	○	○	○	○	○	○
東大和市	○	○	○	○	○	○	○	○
清瀬市	○	○	○	○	○	○	○	○
東久留米市	○	○	×	×	○	○	×	×
武蔵村山市	○	○	○	○	×	×	×	×
多摩市	○	○	○	○	○	○	○	○
稲城市	○	○	○	○	×	×	×	×
羽村市	×	○	○	○	×	○	○	○
あきる野市	○	○	○	○	○	○	○	×
西東京市	○	○	○	○	○	○	○	○

	人事評価の給与反映状況							
	人事評価を勤勉手当に反映している職層				人事評価を昇給に反映している職層			
	部長	課長	係長	主任以下	部長	課長	係長	主任以下
小金井市	○	×	×	×	×	×	×	×
八王子市	○	○	×	×	○	○	○	○
立川市	×	○	×	×	×	×	×	×
武蔵野市	○	○	×	×	○	○	○	○
三鷹市	○	○	×	×	×	×	×	×
青梅市	○	○	○	○	○	○	○	○
府中市	×	×	×	×	○	○	○	○
昭島市	×	×	×	×	○	○	○	○
調布市	○	○	○	○	○	○	○	○
町田市	○	○	○	○	○	○	○	○
小平市	×	×	×	×	×	×	×	×
日野市	○	○	×	×	○	○	×	×
東村山市	○	○	○	×	○	○	×	×
国分寺市	○	○	○	○	×	×	×	×
国立市	×	×	×	×	×	×	×	×
福生市	×	×	×	×	×	○	○	○
狛江市	×	×	×	×	×	×	×	×
東大和市	×	×	×	×	×	○	○	○
清瀬市	○	○	×	×	○	○	○	○
東久留米市	×	×	×	×	×	×	×	×
武蔵村山市	×	×	×	×	○	○	×	×
多摩市	×	×	×	×	×	×	×	×
稲城市	○	○	○	○	○	○	○	○
羽村市	×	×	×	×	×	×	×	×
あきる野市	○	○	×	×	○	○	○	○
西東京市	×	×	×	×	×	×	×	×

多摩 2 6 市における男女別職員数調べ

平成 2 6 年 4 月 1 日現在、単位：人

	管理職者			正規職員			非常勤嘱託職員		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
小金井市	57	12	69	362	306	668	86	205	291
八王子市	147	16	163	1,867	899	2,766	100	395	495
立川市	73	12	85	692	421	1,113	88	326	414
武蔵野市	94	8	102	502	447	949	119	350	469
三鷹市	116	34	150	512	481	993	44	428	472
青梅市	68	5	73	562	199	761	6	13	19
府中市	105	12	117	593	656	1,249	72	166	238
昭島市	62	6	68	446	214	660	52	83	135
調布市	124	17	141	673	567	1,240	202	711	913
町田市	223	42	265	1,534	1,317	2,851	89	195	284
小平市	117	21	138	486	439	925	130	292	422
日野市	160	47	207	641	674	1,315	65	226	291
東村山市	72	4	76	415	368	783	24	213	237
国分寺市	64	5	69	389	271	660	53	278	331
国立市	49	4	53	267	174	441	57	299	356
福生市	45	4	49	252	118	370	20	103	123
狛江市	46	10	56	231	225	456	21	383	404
東大和市	54	5	59	254	159	413	(未集計)	(未集計)	146
清瀬市	31	4	35	213	227	440	43	249	292
東久留米市	45	4	49	293	304	597	19	167	186
武蔵村山市	48	3	51	272	111	383	49	285	334
多摩市	60	8	68	477	335	812	14	114	128
稲城市	45	9	54	264	175	439	12	135	147
羽村市	54	8	62	217	139	356	32	221	253
あきる野市	51	1	52	292	126	418	31	166	197
西東京市	69	10	79	528	490	1,018	86	491	577

第2次小金井市人材育成基本方針における「男女共同参画の推進」の取組について

事業	内容	具体的な取組
男女平等の視点に立った職員配置と管理職への登用の促進	男女平等の視点に立った職員配置を行うとともに、管理職への女性職員の登用を図る。また、女性職員登用のための意識啓発及びキャリアデザイン支援の観点から、女性職員のためのキャリア研修の実施を検討する。	<ul style="list-style-type: none">・各職場において、職員配置に偏りのないよう努める。・意欲と能力のある女性職員の積極的な登用を進める。・採用時研修等において意識啓発を行う。・女性職員のためのキャリア研修の実施を検討する。
男性職員の育児休暇、介護休暇取得の促進	ワーク・ライフ・バランスの促進として、男性職員の育児休暇の促進や、介護休暇取得の促進などを図る。	<ul style="list-style-type: none">・庁内報に特集記事を掲載し、意識啓発を図る。・子育て・介護に関する休暇制度について職員に周知を図る。
職場と家庭が両立するような職場環境の整備	職場と家庭が両立するよう、働き方を見直し、男女相互に休暇を取得しやすい職場環境の整備を推進する。	<ul style="list-style-type: none">・毎週水曜日の「一斉退庁日」の徹底を図るなど、時間外勤務抑制に取り組み、ワークライフバランスの実現に努める。・子育て・介護に関する休暇制度について職員に周知を図る。

小金井市で使用する書式への押印廃止に関する調べ

(単位：件)

部名	課名	押印のある書式数	押印廃止検討結果		書式の根拠規定等の区分					
			可能	困難	国・都		市		任意その他	
					可能	困難	可能	困難	可能	困難
企画財政部	企画政策課	7	1	6	0	0	1	6	0	0
	財政課	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	広報秘書課	13	3	10	0	0	3	9	0	1
	情報システム課	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務部	総務課	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域安全課	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	職員課	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	管財課	36	0	36	0	13	0	20	0	3
市民部	市民課	8	0	8	0	4	0	4	0	0
	コミュニティ文化課	13	0	13	0	0	0	13	0	0
	経済課	101	0	101	0	3	0	91	0	7
	保険年金課	73	1	72	0	49	0	13	1	10
	市民税課	26	0	26	0	8	0	13	0	5
	資産税課	29	0	29	0	1	0	18	0	10
	納税課	9	0	9	0	0	0	7	0	2
環境部	環境政策課	76	4	72	0	43	3	29	1	0
	ごみ対策課	42	0	42	0	0	0	41	0	1
	下水道課	33	0	33	0	0	0	25	0	8
福祉保健部	地域福祉課	76	0	76	0	25	0	44	0	7
	自立生活支援課	60	0	60	0	0	0	54	0	6
	介護福祉課	68	2	66	0	2	2	52	0	12
	健康課	1	0	1	0	0	0	1	0	0
子ども家庭部	子育て支援課	95	0	95	0	55	0	28	0	12
	保育課	92	1	91	0	0	0	90	1	1
	児童青少年課	4	2	2	0	0	2	2	0	0
都市整備部	都市計画課	7	0	7	0	7	0	0	0	0
	まちづくり推進課	95	0	95	0	0	0	95	0	0
	道路管理課	32	1	31	0	9	0	21	1	1
	建築営繕課	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	交通対策課	20	0	20	0	0	0	18	0	2
	区画整理課	36	0	36	0	4	0	22	0	10
学校教育部	庶務課	3	3	0	0	0	3	0	0	0
	学務課	8	0	8	0	0	0	5	0	3
	指導室	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生涯学習部	生涯学習課	30	8	22	0	0	8	22	0	0
	図書館	3	0	3	0	0	0	3	0	0
	公民館	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行政委員会等	会計課	4	0	4	0	0	0	4	0	0
	固定資産評価審査委員会	1	0	1	0	0	0	1	0	0
	選挙管理委員会事務局	33	0	33	0	0	0	33	0	0
	監査委員事務局	1	0	1	0	1	0	0	0	0
	農業委員会	7	0	7	0	6	0	1	0	0
	議会事務局	15	1	14	0	1	0	9	1	4
合計		1,157	27	1,130	0	231	22	794	5	105

※ 調査対象の書式は、平成26年4月1日現在において申請人等へ押印を求めている書式のうち、次のいずれかに該当するものとする。ただし、当該書式で記名押印に代えて署名することができる旨定められているもの、市民が私的用途として自ら選んだ用紙を使用して市に提出する文書（陳情書、要求書、嘆願書等）並びに庁内組織間及び職員に係るものは、調査対象の書式から除外する。

(1) 市民（法人を含む。）から提出される申請書等の書式

(2) 条例、規則、規程、要綱、要領等により様式が定められているもののほか、定められていない様式で各課で任意に作成しているもの